第１号様式（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人２１あおもり産業総合支援センター理事長　殿

 住 所

 申請者 名 称

 代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

令和６年度青森県物流の２０２４年問題対応業務効率化支援事業費補助金

交付申請書

令和６年度青森県物流の２０２４年問題対応業務効率化支援事業費補助金の交付を受けたいので、令和６年度青森県物流の２０２４年問題対応業務効率化支援事業費補助金交付要領第３条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、申請にあたっては、公募要領に記載された「重要説明事項」（Ｐ１～２）を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

１　補助事業名

　　事業計画書のとおり

２　補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

　　事業計画書のとおり

３　補助事業に関して生ずる収入金に関する事項（該当するものに○）

（１）あり※１　　→　「（１）あり」の場合は以下に該当事項をご記入ください。

　　　　　　　　　　　該当事項：

（２）なし

【添付書類】

１　事業計画書（第２号様式）

２　暴力団排除に関する誓約事項（第３号様式）

３　会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）

４　定款の写し（個人事業主の場合は開業届の写し）、法人の登記事項証明書（原本）

５　直近２期分の決算報告書の写し、又は直近２期分の確定申告書の写し

６　その他センター理事長が必要と認める書類※２

※２ 機械装置・備品・システム構築費等がある場合

○導入を予定する機械装置・備品・システム等の製品カタログ等

○見積書

第２号様式（第３条関係）

**事業計画書**

**１　申請者の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者の役職及び氏名 |  |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 担当者名 |  | 担当者部署名 |  |
| 従業員数又は組合員数 |  | 資本金等の額 | 千円 |
| 業種（※１) |  |

※１　業種は「製造業、建設業、卸売業、小売業、運輸業、飲食業、宿泊業、その他サービス業」から選択

**２　会社等概要**（業種、業務内容、主要商品等を記載すること。）

|  |
| --- |
|  |

**３　補助事業の内容及び要件**

**（１）内容**

物流の２０２４年問題に対応するための業務効率化を図る取組

**（２）要件**

ア　物流の２０２４年問題に対応する業務効率化のモデル事例として期待できる取組であること

イ　事業成果の公表に同意していること

ウ　パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画であること

エ　くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

オ　えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

**４　補助事業の概要**

|  |
| --- |
| ■補助事業名（30字程度） |
|  |
| ■事業実施予定時期（事業スケジュール） |
| 交付決定日（又は事前着手日）　～　令和　　年　　月　　日 |
| ■事業内容 |
| ①現状と課題（自社の現状と補助事業申請のきっかけとなった課題を記載してください）②補助事業の目的③補助事業の具体的な取組内容（物流の２０２４年問題に対応するための業務効率化を図る取組について具体的に記載してください）④補助事業の効果（事業実施により見込まれる収益力向上への効果を記載してください） |

**５　補助要件の確認**

**（１）物流の２０２４年問題に対応する業務効率化のモデル事例として期待できる取組であること。**（提案する申請内容は、以下のモデル事例に該当します。）

|  |
| --- |
| [ ] **荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する予約受付システム、配車計画システム等の導入**[ ] **手荷役作業の軽減に資する機器の導入**[ ] **トラック輸送に使用する資器材の規格を統一するための共通のパレット、コンテナ等の導入**[ ] **専門家の助言を踏まえた物流の生産性向上・業務効率化に資する計画の策定**[ ] **その他（**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**）** |

**（２）事業成果の公表に同意していること**

|  |
| --- |
| [ ] **はい（**名称・代表者名、補助事業の成果等の公表に応じます。**）**[ ] **いいえ（**名称・代表者名、補助事業の成果等の公表に応じません。**）** |

**（３）パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画であること**

本補助事業の応募には、パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、表中の「構築宣言の趣旨等」を確認し、宣言の趣旨を理解のうえ、□をチェック（☑）してください。

|  |
| --- |
| [ ] **下記パートナーシップ構築宣言の趣旨等を理解しました。**（構築宣言の趣旨等）○「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組である。○企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携」や、「親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守」に重点的に取り組むことを宣言する。○青森県内の登録事業者は、令和６年９月末日現在で「３８２社」である。○宣言企業は、ポータルサイト上に公表される。○宣言企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。○宣言企業は、国の一部補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業再構築補助金など）において、加点措置が講じられている。○下記、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトの内容を確認した。　　<https://www.biz-partnership.jp/> |

**（４）くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画であること**

本補助事業の応募には、くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、表中の「くるみん認定の趣旨等」を確認し、趣旨を理解のうえ、□をチェック（☑）してください。

|  |
| --- |
| 　[ ] **くるみん認定の趣旨等を理解しました。**（くるみん認定の趣旨等）○くるみん認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請することによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から受けることができる認定である。　※認定基準等の詳細については厚生労働省ホームページ参照。○一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定することとされている、労働者の仕事と子育てに関する行動計画である。常時雇用する労働者が101人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされており、100人以下の企業は努力義務とされている。○くるみん認定企業は、厚生労働省ホームページ上に公表される。○くるみん認定企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。○くるみん認定企業は、公共調達において、加点措置が講じられる。○下記、厚生労働省ホームページの掲載内容を確認した。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html> |

**（５）えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画であること**

本補助事業の応募には、えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、表中の「えるぼし認定の趣旨等」を確認し、趣旨を理解のうえ、□をチェック（☑）してください。

|  |
| --- |
| [ ] **えるぼし認定の趣旨等を理解しました。**（えるぼし認定の趣旨等）○えるぼし認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、女性の活躍推進に関する一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣から受けることができる認定である。　※認定基準等の詳細については厚生労働省ホームページ参照。○一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定することとされている、労働者の仕事と子育てに関する行動計画である。常時雇用する労働者が101人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされており、100人以下の企業は努力義務とされている。○えるぼし認定企業は、厚生労働省ホームページ上に公表される。○えるぼし認定企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。○えるぼし認定企業は、公共調達において、加点措置が講じられる。　○下記、厚生労働省ホームページの掲載内容を確認した。<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html> |

**６　審査における加点対象の確認**

交付申請日において、「パートナーシップ構築宣言登録企業」、「くるみん認定企業」及び「プラチナくるみん認定企業」並びに「えるぼし認定企業」及び「プラチナえるぼし認定企業」については、本補助事業の審査において加点措置を講じることとしていますので、該当する項目がある場合、□をチェック（☑）してください。

**（１）「パートナーシップ構築宣言登録企業」である**

|  |
| --- |
| [ ] **当社はパートナーシップ構築宣言登録企業です。**※パートナーシップ構築宣言ポータルサイトのハードコピー等、その事実を確認できるものを添付すること。 |

**（２）「くるみん認定企業」又は「プラチナくるみん認定企業」である**

|  |
| --- |
| [ ] **当社は、くるみん認定企業です。**[ ] **当社は、プラチナくるみん認定企業です。**※いずれの場合についても認定通知書のコピーを添付すること。 |

**（３）「えるぼし認定企業」又は「プラチナえるぼし認定企業」である**

|  |
| --- |
| [ ] **当社は、えるぼし認定企業です。**[ ] **当社は、プラチナえるぼし認定企業です。**※いずれの場合についても認定通知書のコピーを添付すること。 |

**７　事業経費**

（１）経費内訳

①　総括表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業に要する経費（※１） | 補助対象経費（※２） | 補助金額（※３） |
|  |  |  |

②　内訳表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 経費区分 | 補助事業に要する経費(※１) | 補助対象経費(※２) | 積算内訳 |
| １ | 謝金 | 専門家謝金 |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |
| ２ | 旅費 | 専門家旅費 |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |
| ３ | 事業費 | 機械装置・備品・システム構築費 |  |  |  |
| クラウド利用料 |  |  |  |
| 委託費 |  |  |  |
| 消耗品費 |  |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |  |
| 借損料 |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |
| 合　　計 |  |  |  |
| 補助金額（※３） | 　 |  | 補助対象経費合計×２／３以内（円未満切り捨て） |

【注意事項】

①総括表・②内訳表ともに消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

※１　当該事業を遂行するために必要な経費（実際に支払う金額）を記入すること。

※２　補助事業に要する経費から補助対象とならない経費を除いた金額を記入すること。

※３　補助対象経費合計に２／３を乗じた金額を記入すること。

また、補助金の額は上限額を超えないこと。

**（２）資金調達方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額（円） | 資金調達先 |
| ア 自己資金 |  |  |
| イ 補助金 |  |  |
| ウ 借入金 |  |  |
| エ その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

①　補助事業に要する経費の調達一覧　　　　②　「補助金」相当額の資金調達方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 金額（円） | 資金調達先 |
| ア 自己資金 |  |  |
| イ 借入金 |  |  |
| ウ その他 |  |  |

【注意事項】

１　（１）の「②　内訳表」の補助事業に要する経費の合計と（２）の「①　補助事業に要する経費の調達一覧」の合計額は一致させてください。

２　補助事業終了後の精算までの期間中に要する（２）①の「イ　補助金」相当額の資金調達方法を「②　「補助金」相当額の資金調達方法」に記載してください。

第３号様式（第３条関係）

**暴力団排除に関する誓約事項**

補助金の申込をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　法人等（個人、法人又は団体）が、 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和　　年　　月　　日

（申込者）

住所

名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

第４号様式（第３条関係）

令和　　年　　月　　日

公益財団法人２１あおもり産業総合支援センター理事長　殿

 住 所

 申請者 名 称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

令和６年度青森県物流の２０２４年問題対応業務効率化支援事業

事前着手届

下記のとおり、交付決定前に着手しますので、令和６年度青森県物流の２０２４年問題対応業務効率化支援事業費補助金交付要領第３条第３項の規定により届け出ます。

　なお、本件について、交付決定がなされない場合、又は交付決定の額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。

記

１　事業名

２　事前着手（予定）日

　　令和６年　　月　　日

３　事前着手の理由

４　事前着手に必要な経費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 具体的な内容 | 金　額（千円） | 日　付（予定） |
| 契約・発注 | 納　品 | 支払（精算） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

【注意事項】

補助金の交付決定日前に事業着手を希望する場合は、本様式の提出が必要となります。

　ただし、「事前着手届」を提出した場合であっても、事前着手に必要な経費が認められない場合がありますので、御了承願います。また、着手日の根拠となる資料（契約書・発注書の写等）及び金額の算出根拠となる資料（見積書・発注書の写等）を添付してください。